

八戸市食育推進計画

八戸市



計画策定に当たって

近年、食生活の乱れや、食糧自給率の低迷、食の外部化の進行など、わが国の「食」を取り巻く状況は大きく変容してきております。

このような状況の中で、当市では、すべての市民が心身共に健康で活気にあふれた日々を過ごすため、食に対する知識や選択力を高め、自分に合った食生活が送れるよう「八戸市食育推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「健全で安心な食生活の実現による健康増進と豊かな人間性の育成」をもとに、市民一人ひとりや関係団体の方々が「食」について考え、進んで実践していけるよう、各施策の推進に努力して参ります。

また、自然の恵み豊かな当市の特徴を生かし、地産地消の促進に力を入れるとともに、食生活を支える関連産業の振興に努め、活力のある地域社会づくりの実現を目指していきたいと考えております。

市民の皆様の食育推進に対するご理解と積極的なご協力をお願いいたしますとともに、本計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました八戸市食育推進協議会の委員の皆様、並びに貴重なご意見を賜りました協力団体をはじめとする関係各位に心からお礼申し上げます。

平成20年3月

八戸市長 小林 眞

目次

はじめに	1
1 食育とは	1
2 八戸市食育推進計画について	1
3 はちのへ食育行動プランについて	1
4 はちのへ食育推進運動について	2
第1章 食育推進計画策定の背景	3
1 社会環境の変化	3
2 食環境の変化	3
3 食をめぐる現状・課題	4
4 食育基本法の制定	9
第2章 基本方針と目標	10
1 計画の基本方針	10
2 計画の重点推進事項	10
3 計画の目標	12
4 計画の進行管理	12
第3章 食育の推進体制と役割	13
1 食育の推進体制	13
2 取組主体の役割	14
第4章 行動プランによる食育推進	17
1 「はちのへ食育行動プラン」の作成と取組み	17
2 取組みの継続による「食育」の基礎づくり	17
第5章 推進運動の展開	18
1 食育推進運動の名称	18
2 運動の主な内容	19
3 食育の日の設定	19
参考資料	21

◆はじめに

1 食育とは

「食」は命の源であり、わたしたちの生活に不可欠なものです。また、古くから伝わる地域の食文化は、地域の活力を支える重要な役割を担ってきました。

食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）の前文においては、食育は教育の 3 本柱である「知育」・「徳育」・「体育」の基礎となるべきもの、と位置付けられています。

食育とは、市民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する知識、食への感謝の心、さらに食を選択する判断力などを正しく身につけるための活動や学習等の取り組みを指します。

2 八戸市食育推進計画について

(1) 食育推進計画の策定

八戸市食育推進計画とは、食育基本法に基づき、市民が健全で安心な食生活を実現し、心身の健康と豊かな人間性を確保することができるようにするために、八戸市全体で推進する食育に関する基本事項を定めるものです。

この計画は、八戸市食育推進協議会の提言を受け、市が策定します。

施策の効果や目標の達成状況、社会情勢の変化などに対応するため、計画期間中であっても随時見直しをし、必要に応じて変更を行います。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とします。

3 はちのへ食育行動プランについて

(1) はちのへ食育行動プランの作成

はちのへ食育行動プランとは、食育に関わる団体や市民一人ひとりが、八戸市食育推進計画に沿って方向性や目標を共有し、積極的に食育活動を実践していくための具体的な行動プランのことです。

この行動プランは、市内の専門家、有識者等で構成する八戸市食育推進協議会が作成します。

行動プランの内容や、取組主体ごとの主な推進事項などについては、八戸市食育推進協議会において随時見直しを行い、充実を図っていくこととします。

(2) 行動期間

行動期間は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間とします。

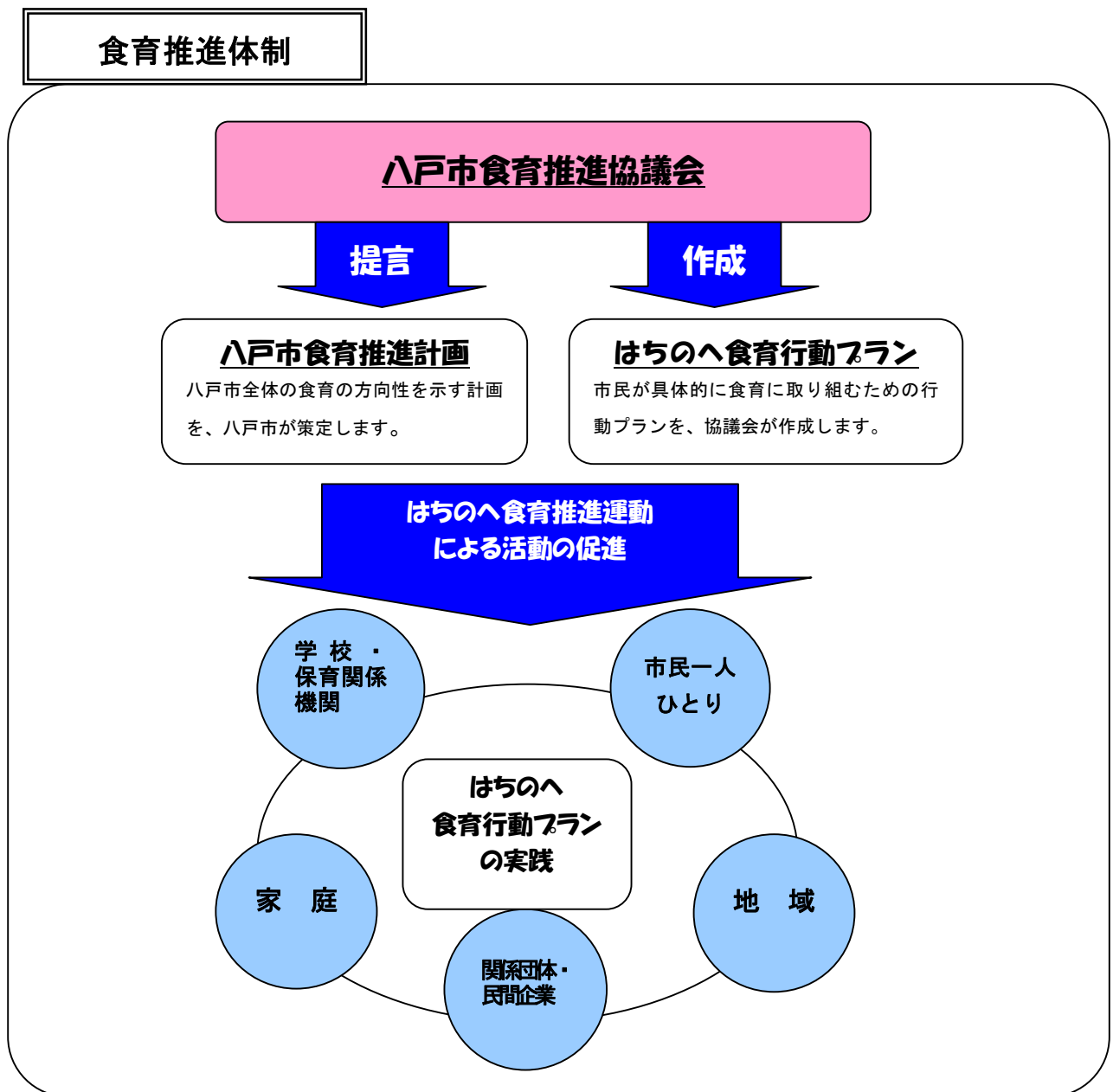
4 はちのへ食育推進運動について

(1) はちのへ食育推進運動の展開

市では、地域や社会が一体となって食生活の改善と食文化の発展に取り組むとともに、市民一人ひとりが主役として積極的に食育活動に参加できるよう、「はちのへ食育推進運動」を展開し、市民の健全で安心な食生活の実現を目指します。

(2) 運動期間

運動期間は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間とします。



◆第1章 食育推進計画策定の背景

1 社会環境の変化

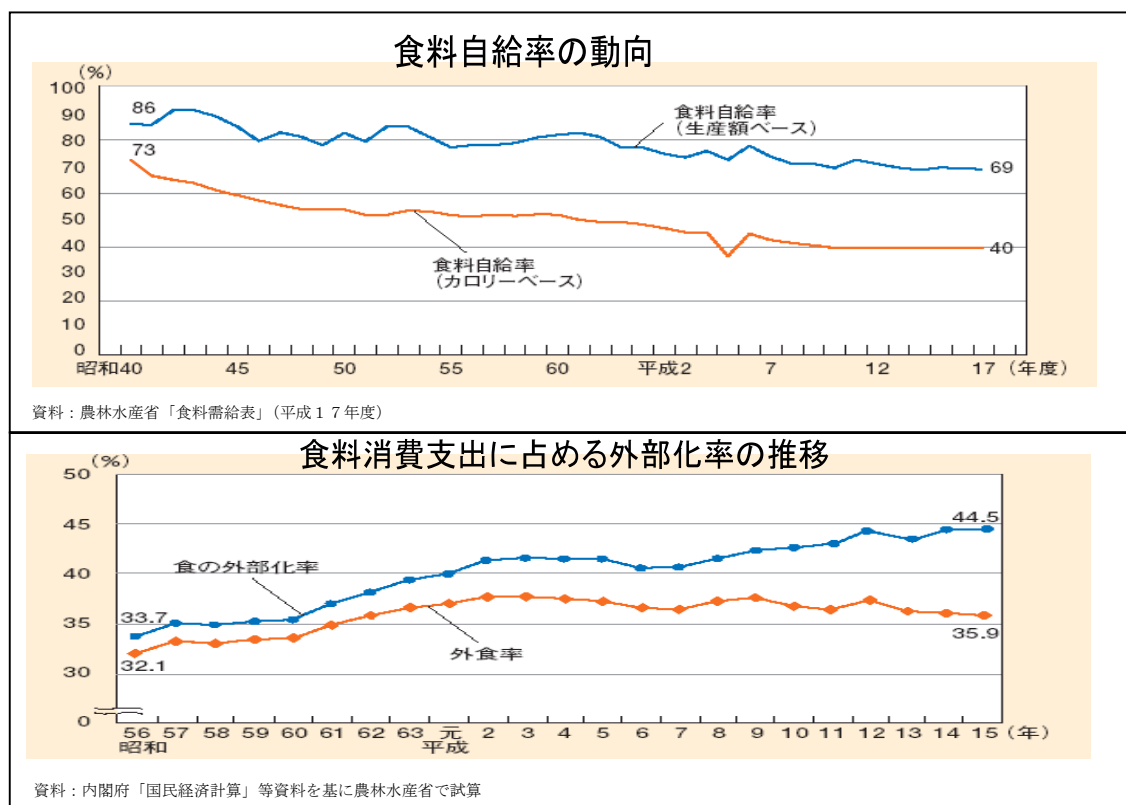
わたしたちの生活には、近年の高度経済成長により生活に豊かさと便利さがもたらされました。また、社会構造の変化に伴い、核家族化の進行や、単身赴任・共働き夫婦の増加など、ライフスタイルや価値観が多様化し、利便性や効率性を追求する流れが大きくなってきました。

このような大人も子どもも忙しい生活を送る日常の中で、毎日の食事をスムーズに済ませることが重要視され、健康への配慮や食を通しての人間関係の構築などといった「食」の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。

2 食環境の変化

わたしたちの食環境は、社会環境の向上と共に豊かになりました。しかし一方では、「食」は年々簡便化が求められ、各世代で手軽に済ませることのできる外食や中食※1が増え、家庭料理や伝統料理が食卓にあがる機会が減ってきています。

また、国内外からの大量の食料供給により、世界中の様々な食べ物を身近で食べることができるようになった反面、日本の食料自給率は先進国で最低水準となっているのが現状です。



※1 中食(なかしょく)

飲食店などで食べる食事(外食)や、家庭で料理して食べる食事(内食)に対し、スーパーや弁当屋、コンビニエンスストアなどで販売されるそうざいや弁当などを買って帰り、家でする食事をいう。また、その食品をいう。

3 食をめぐる現状・課題

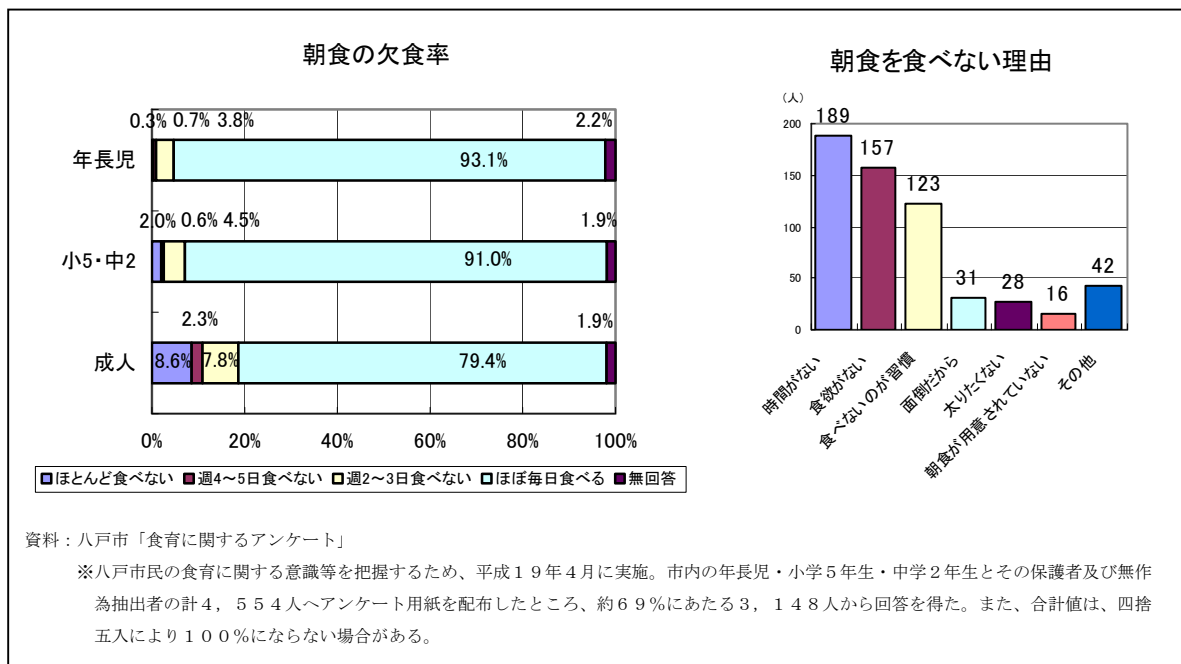
(1) 食生活の乱れ

わたしたちの食生活は、さまざまな課題を抱えています。朝食の重要性を認識しつつも、時間がない、食欲がないなどを理由に朝食を食べない人が各世代で増加しています。子どもたちの中でも、普段から深夜に就寝し朝目覚めが悪い、と感じる子を中心に朝食欠食は広がっており、基礎的な食生活習慣の形成や、健康的な心身の育成に影響を与えることが危惧されます。

また、こ食（孤食・個食・小食・固食・粉食）※1も増えています。好きなものだけを偏って食べたり、手軽なパンや麺ばかりを好んで食べることは栄養バランスの乱れを招きます。特に八戸市では、国・県と比較して野菜の摂取量が低く、また毎日野菜を食べる習慣も3割ほどしか定着していません。

さらに、核家族化や共働き夫婦の増加に加え、大人は残業や休日勤務、子どもも部活動や塾通いなどと、ライフスタイルの多様化によって食事の時間もバラバラになり、家族がそろって団らんしながら食卓を囲む機会が減ってきています。

また、スーパー等で手軽にインスタント食品や調理済み食品が手に入り、食卓には調理に手間をかけずとも食品が並ぶようになりました。調理や後片付けの手間がいらぬという理由から外食を利用する人も増え、食の外部化や簡素化が進行しています。



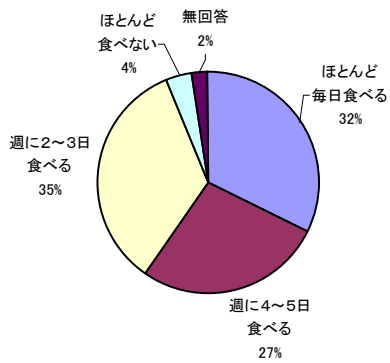
※1 こ食（こしょく）

現代の食生活の中の5つの問題点をあらわしたもの。

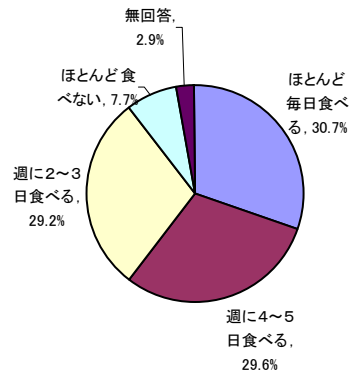
- 「孤食」・・・一人きりで食事をする事。
- 「個食」・・・家族で食事をしているものの、それぞれが好きなものだけを食ベること。
- 「小食」・・・食が細くて、食べる量が少ないこと。
- 「固食」・・・決まったものしか食ベないこと。
- 「粉食」・・・パンや麺類といった小麦粉を使った主食ばかりを好んで食ベること。

他にも、味の濃いものばかり好む「濃食」や、コンビニ弁当ばかり食ベる「コ食」なども取り上げられ始めている。

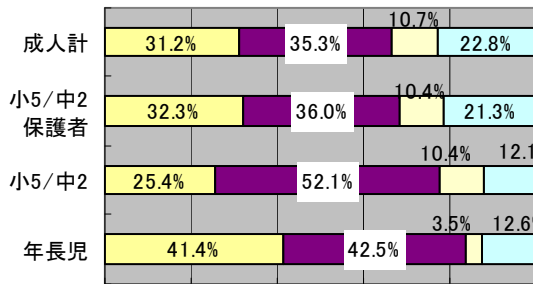
緑黄色野菜を食べる習慣（成人）



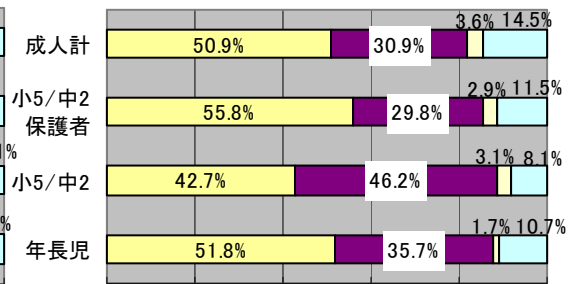
緑黄色野菜を食べる習慣（小5・中2）



朝食をどのように食べているか



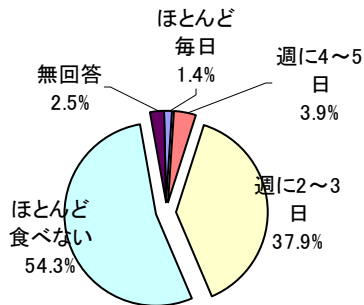
夕食をどのように食べているか



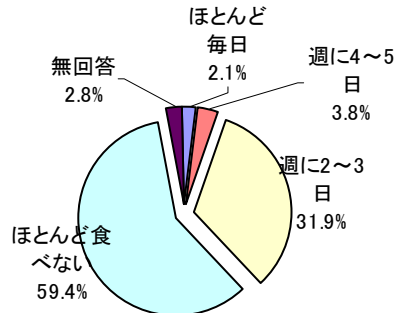
0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 主に会話をしながら ■ 主にテレビを見ながら □ その他 □ 無回答

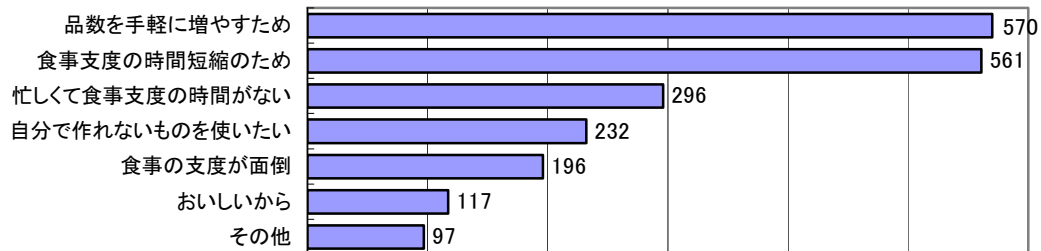
インスタント食品の使用



調理済み食品の使用



インスタント食品等をよく使用する理由



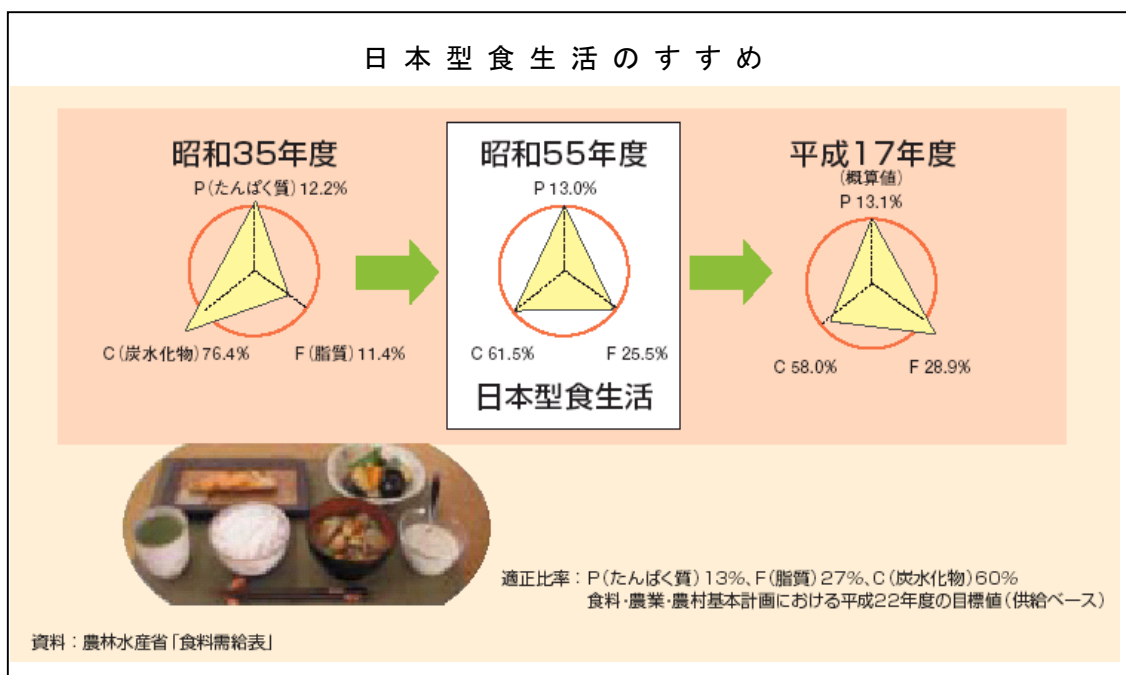
資料：八戸市「食育に関するアンケート」

(2) 生活習慣病への引き金

昭和50年代には、米を主食として畜産物や果物などが加わった健康的で豊かな「日本型食生活」が実現しました。しかし、その後は米の消費量の減少や野菜不足、たんぱく質・油脂類・塩分の過剰摂取等により、栄養バランスが崩れた食生活を送る人が増え、「日本型食生活」が失われつつあります。このような食の欧米化により、肉類などの高カロリーの食品を食べることが多くなり、低年齢からの肥満の割合が増えています。また、若い女性の間ではダイエットによる過度の痩身も見られます。

最近では、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）※1が問題視されるようになってきました。不規則で偏った食事や運動不足などが原因のひとつと考えられており、生活習慣の改善が求められます。内臓脂肪症候群は、さまざまなメディアに取り上げられ認知度は高まっていますが、その反面、一人ひとりが自分自身の身に照らし合わせて注意を払うというほどの意識の向上にはつながっていないようです。

また、内臓脂肪症候群以外にも、食事の改善が必要な疾病は年々増加しています。病気は、私たちの生活を脅かすものです。健康なからだを維持するうえで、健全な食生活は最も重要な役割のひとつです。



※1 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

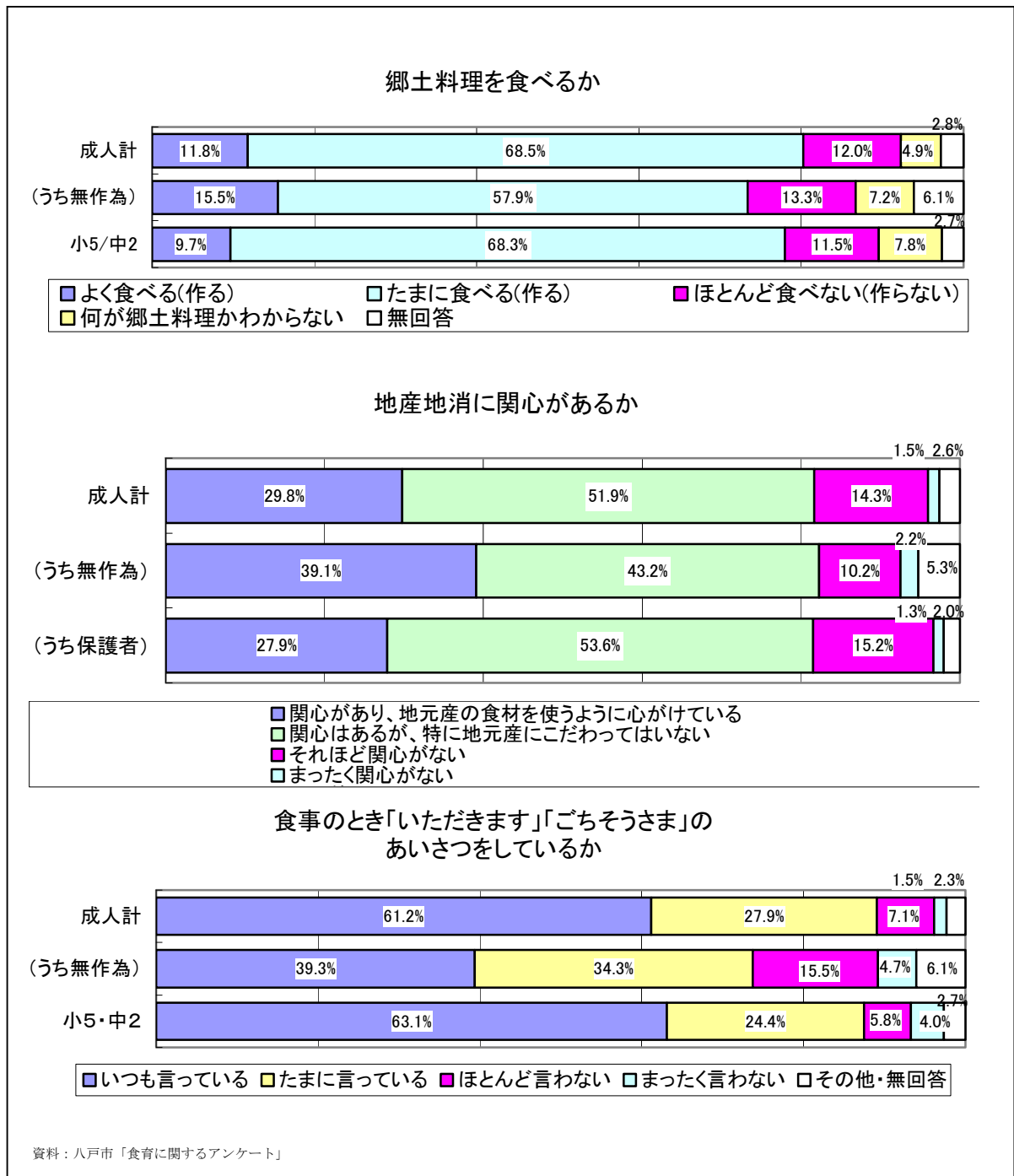
内臓脂肪が蓄積することによって、血圧や血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこすなどして心筋梗塞や脳卒中などが発症しやすくなる状態をいう。

(3) 食への感謝の念と理解の薄れ

近年の食品の流通は、食事をするに至る過程（生産、流通、加工、調理等）が見えづらく、食に関わる人や物への感謝の念や理解の不足が見られます。食べ物を大切にしている心や、食を提供する人に感謝する気持ちが薄れていることは、食べ残しにもつながっていると考えられます。

また、かつて食育の中心は家庭での食卓でした。家庭での食事を通して、食事の躰だけではなく、家族の心身の健康と安定が保たれ、子ども達の食べ物に感謝する心や思いやりの心、地域の伝統の味や四季を感じる味覚などが養われてきました。

しかし、そのような食卓に並んでいた伝統的な家庭の味なども国内では衰退傾向にあり、市販品に置き換わっているのが現状です。



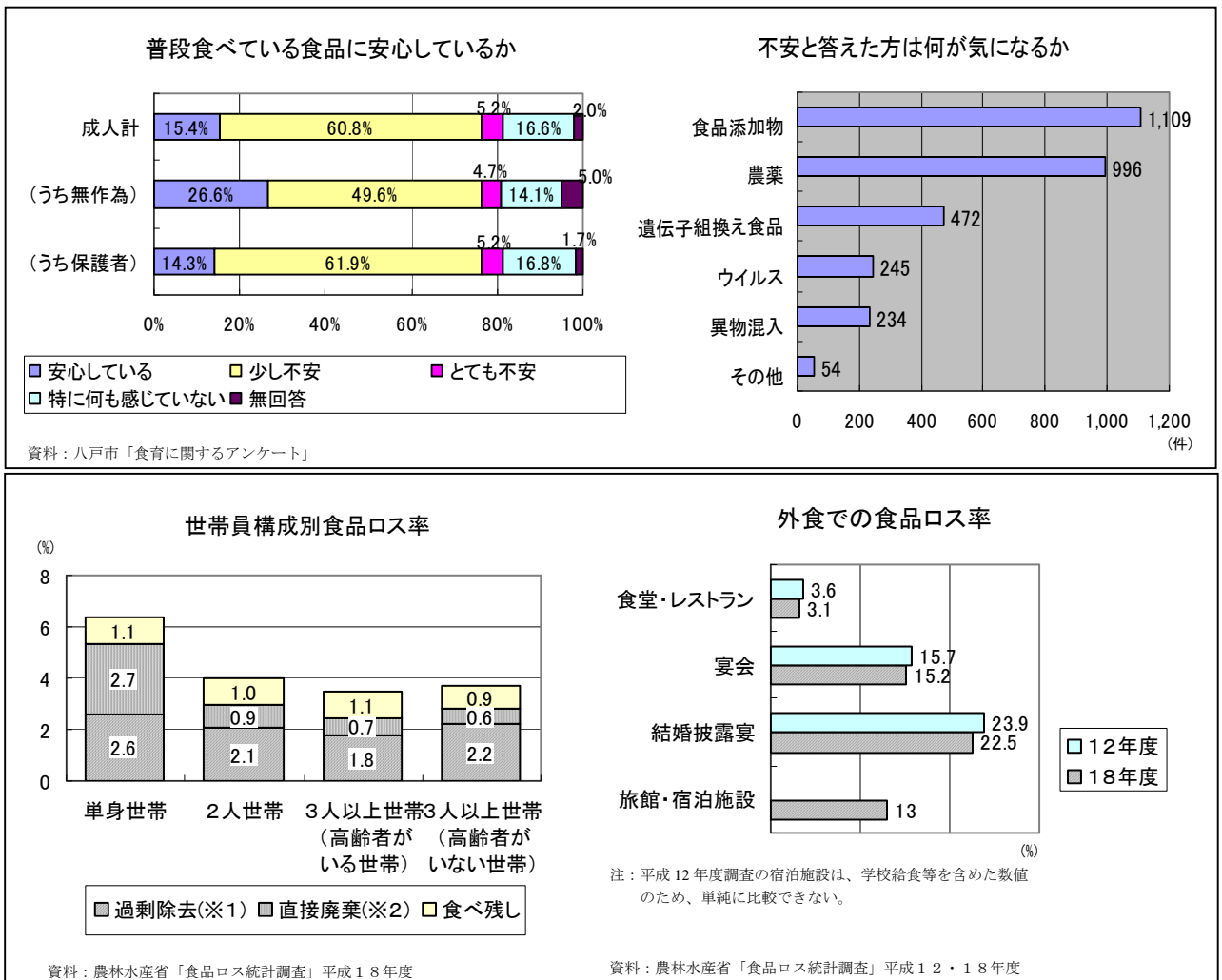
(4) 関連産業の課題

大量生産、大量消費の現代では、生産性が重視されて安全性がおろそかになったり、生産者の顔の見えない商品が流通することにより、食品の安全性への不安を感じる人々が増えてきています。

また、メディアの発達によって、わたしたちの周りにはさまざまな情報があふれていますが、中には番組内容の捏造や誇大な表現をするといった、消費者の混乱を招くような情報が提供されている場合もあります。

そのような中、国内外から供給される様々な食料によって飽食ともいわれる食生活を送っている日本ですが、反面食料自給率は先進国で最低水準となっているのが現状です。さらに、農業や漁業などの生産現場では高齢化や後継者不足などの問題を抱え、今後のさらなる自給率の低下が懸念されます。

飽食の時代は、家庭や外食業界ともに、食品ロス・食品残渣の増大を招いています。見た目だけを重視したり調理しにくい部分を避けるなどして、まだ使える部分を捨ててしまうことや、宴会やパーティなどで提供される過多の食品の食べ残しそのままゴミになってしまうことなどが主な原因と考えられます。



※1 過剰除去・・・大根の皮の厚むきによる除去等をいう。
 ※2 直接廃棄・・・腐敗や賞味期限切れ等で廃棄したものをいう。

4 食育基本法の制定

国では、食育を国民運動として展開するため、平成17年7月に食育基本法を施行し、これに基づいて平成18年3月には食育推進基本計画を決定しました。

食育白書の刊行や食育推進全国大会の開催、「食事バランスガイド※1」の普及・活用促進など、関係府省によるさまざまな取組が強化されています。

さらに青森県では、平成18年11月に青森県食育推進計画を策定し、「いただきます！あおもり食育県民運動」をスローガンに、県民の生涯を通して健康で活力に満ちた『くらし』の実現を目指し、県と県民の協働での食育推進活動を進めています。

※1 食事バランスガイド

平成17年6月、農林水産省と厚生労働省により決定された。

「何を」「どれだけ」食べたらよいかなど食事の組み合わせやおおよその量を、わかりやすくコマ型と料理のイラストで示したもの。

「食事バランスガイド」を見ることにより、自分の食生活を見直すことができるように作成されている。



◆第2章 基本方針と目標

1 計画の基本方針

食育の推進にあたっては、「健全で安心な食生活の実現による健康増進と豊かな人間性の育成」を基本方針とし、さらに5つの重点推進事項を掲げて、食に関わる様々な立場の関係者との連携・協力のもと、社会全体での食育への取組みを進めていきます。

また、市民一人ひとりが健全で生き生きとした毎日を送るために、自らが食に対する知識や選択力を高め、各世代に応じた食生活の改善ができるよう、広く食育活動が定着していくことを目指していきます。

さらには、資源の豊富な八戸市の特性を活かし、地産地消を意識した取組みを促進し、一人ひとりの食に感謝する心を育むと共に、食生活を支える関連産業の振興に努め、健康で活力のある地域社会づくりを実現していきます。

2 計画の重点推進事項

(1) 家庭や学校などで食事を楽しむ習慣づくり

家庭での食卓は、食育の中心的役割を担います。家庭での食事を通して、規則正しい食習慣や食事マナーなどを身につけると共に、家族の絆を深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を目指していきます。

また、食卓でのコミュニケーションだけではなく、調理の手伝いや後片付けなど、食を通じた家族や友人間等のふれあいを大切にする習慣をつくることも大切です。食事を作ってくれる人に感謝し、調理などに自らが関わることにより、「食」に対する意識の向上にむけた活動の応援をします。

さらには、学校・保育所等での給食においても、食の細かい子や苦手な食材がある子などにも配慮しながら、子ども達が楽しみながら給食の時間を過ごすことのできるようより良い環境を整えていきます。

(2) バランスのとれた食生活で健康づくり

昭和50年頃の「日本型食生活」は、栄養バランスに優れた理想的な食生活であり、近年では欧米でも注目され、健康的な食生活の手本ともされています。

栄養バランスの良い食生活の実践による生活習慣病等の予防や、健康寿命※1を延ばしていくことを目標として、「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用を促進し、さらには日本型食生活を食卓に取り戻したり、食事量に配慮するなどの、日頃の食事に対する工夫の習慣付けを進めていきます。

※1 健康寿命

日常生活に介護を必要とせず、心身ともに自立的な状態で暮らすことが出来る期間のことをいう。

日本は平均寿命及び健康寿命のいずれも世界一だが、2002年のWHO（世界保健機関）の調査では、両者に男性約5年、女性約6年の開きがあるのが現状である。

(3) 規則正しく健全な食習慣の育成

以前は、食に関する知識やマナーなどは家庭や学校生活の中で自然に身に付いていくものと考えられていましたが、最近では家庭内での時間にもゆとりがなくなっており、知識を得る場が極めて少なくなっていると言えます。

食事の時間は、ただ食べるだけではなく、知識やマナーなどを吸収する場としてもとても大切だということが認識できるような、充実した食環境を目指します。

また、安全な食品を選択し、可能な限り自ら調理し、一日三食しっかり食べるといった健全な食習慣を、乳幼児期から定着させていくよう取り組んでいきます。

(4) 特産品を活用した食文化を継承するための活動

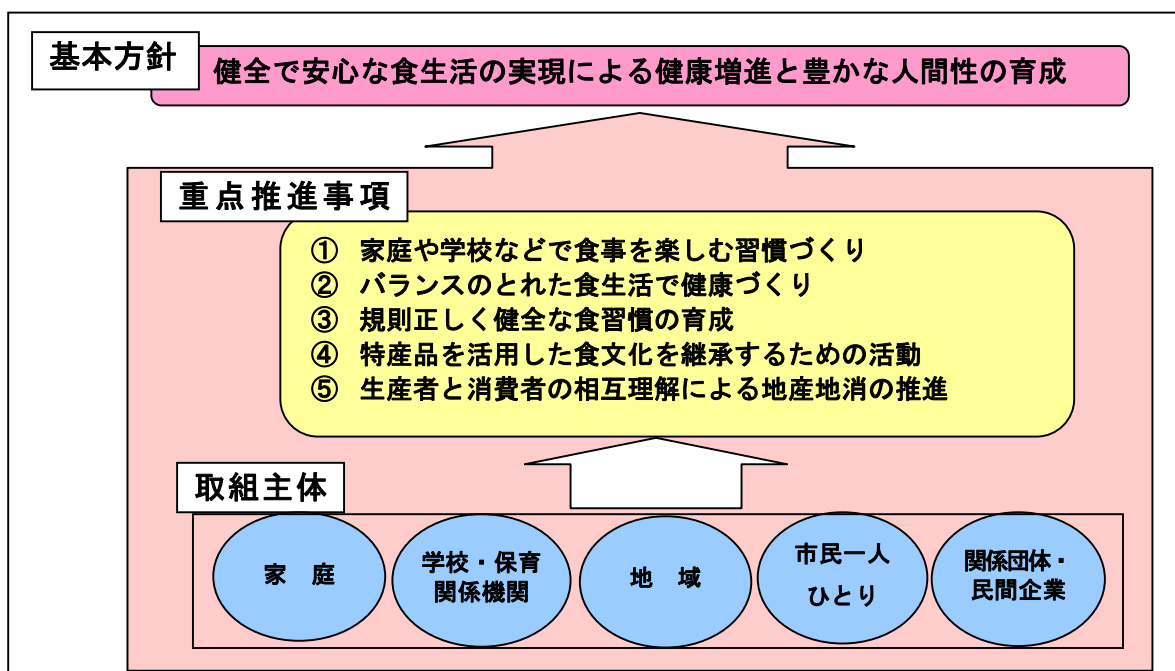
水産業をはじめとした地域の特産物や旬の素材を生かし、住民の創意工夫のもとに育まれてきた郷土料理や伝統的な食文化は、古くから地産地消を支えるものであり、栄養面においても優れていることが多いと言われています。

八戸ならではの素晴らしい食文化や伝統を後世に継承していくため、一人ひとりの意識の啓発に努めることとし、家庭の食卓に積極的に郷土料理を取り入れたり、地域での世代間交流による文化の伝承などを進め、さらには関連企業などと連携して、地域の活性化に向けた特産品の一層の活用など、幅広い活動を促進していきます。

(5) 生産者と消費者の相互理解による地産地消の推進

農林水産物の広域流通が進展し、加工食品や外食などが増加する一方、消費者は食料生産の現場に接する機会が少なくなり、食の大切さや安心を実感できない状況にあります。

このため、生産者等は安全・安心な食品の提供や情報発信に努め、また、消費者は自分たちの消費行動が地域の農林水産業等を支えているということを意識できるよう、見学・体験や交流の機会を通じて地産地消や食品の加工・流通などに対する関心を高めるなど、生産者等と消費者がお互いを理解・尊重し合えるような環境が作られるよう取り組みを進めていきます。



3 計画の目標

食育を市民運動として推進するためには、食育に関わる多くの関係者の理解と協力のもと、共通の目標を掲げて、意識の向上に取り組むことが重要です。

また、より効果的で実効性のある施策を展開するため、目標を客観的に把握できるものにする必要があります。

そのため、目標の達成状況を把握できるよう、それぞれに数値目標を設け、目標は、平成23年度に達成すべきものとします。

【目標項目】	現状値 (19年度)	目標値 (23年度)
食育に関心を持っている市民の割合 (現状値は「食育が必要だと思う市民」の割合)	※75.9%	90%以上
「食事バランスガイド」等※1を参考に食生活を送っている市民の割合 (現状値は「食事バランスガイド」のみでの調査結果)	※17.5%	60%以上
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	50.4%	60%以上

4 計画の進行管理

この計画は、取り組み内容や進捗状況、目標の達成度等を八戸市食育推進協議会において随時検討し、協議会の提言等を受け、見直しをすることができるものとします。

※1 「食事バランスガイド」等

日頃の健全な食生活を実践するための指針として、「食事バランスガイド」のほか、下記のものなどが該当する。

- 日本人の食事摂取基準
(健康維持などのために、エネルギーや各栄養素の摂取基準を示すもの)
- 食生活指針
(健康増進や食料の安定供給などを図るための10項目からなる食生活に関する指針)
- 6つの基礎食品
(食品に含まれる栄養素の種類により、食品を6つのグループに分けたもの)
- 3色分類
(からだの中での主な働きにより、食品を3つのグループに分けたもの)

◆第3章 食育の推進体制と役割

1 食育の推進体制

食育の推進については、すでに国・県などの行政機関や関係機関が普及・啓発などの取組みをはじめていますが、未だ市民へ定着していないのが現状です。

食育は活動内容が多岐の分野にわたるため、行政機関だけではなく、家庭、学校・保育関係機関、保健・医療関係機関、地域、食産業関係団体・企業、消費者、消費団体などの多様な関係者の協力と連携のもと、協働で食育を推進し、また、それぞれが幅広い食育推進の活動に取り組んでいくことが重要となります。

○推進主体

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 八戸市食育推進協議会 | 食育の推進機関・協力団体等の代表、学識者、行政等で組織 |
| (2) 市 | 八戸市関係部署、関連機関など |
| (3) 県 | 青森県関係部署、地方段階の関連機関など |
| (4) 国 | 東北農政局青森農政事務所や関連機関など |
| (5) 関係団体等 | 教育、健康福祉、農林水産業、食品産業等の団体など |

○取組主体

- | | |
|---------------|--|
| (1) 家庭 | 家族全員 |
| (2) 学校・保育関係機関 | 保育所・幼稚園、各学校、各施設、PTA、幼児・児童・生徒など |
| (3) 地域 | 集落・町内会等の地域住民、民生委員など |
| (4) 市民一人ひとり | 各個人 |
| (5) 関係団体・民間企業 | 医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会、福祉団体・施設、社会福祉協議会、栄養士会、消費者団体、食品関連企業、一般企業など |

2 取組主体の役割

(1) 家庭

食生活やライフスタイルの変化など、わたしたちの食をめぐる環境は日々変化していますが、その中で家庭は食生活や食習慣の形成などに重要な役割を担っています。

早起きをしてしっかり朝食を食べて一日をスタートさせ、一日三食を決まった時間に食べることにより、体のリズムも整い、健やかな生活リズムで過ごすことができます。正しい食事のリズムは、健康的な生活の第一歩です。

また、家庭において幼少期より「食」の基本的な知識やマナーを伝えていくことも大切です。古くから伝わる言い伝えや行儀作法は、先人の経験や知見に基づいたものであり、親から子へ、またその子へと引き継がれていくべき素晴らしいものです。

さらに、家族全員で楽しみながら食事をすることは、豊かな人間性を育みます。

なによりも、家庭で日頃から食育について学び、考え、そして実践していくことが、食育を推進していく上でとても重要なことです。

【家庭での主な推進事項】

- 楽しい食事時間づくり
- 正しい食事リズムから健やかな生活リズム
- 食事の基本マナーの伝達

(2) 学校、保育関係機関

子どもの心身の健全な育成に重要な役割を果たしている学校や保育所・幼稚園等には、給食や、家庭科の授業などの教育活動等を通じた、積極的な食育の推進が求められます。

学校等での給食の中に地場産物や郷土料理などを取り入れることは、地産地消を促進するとともに、家庭の食卓にあがる機会の減ってきた郷土料理の美味しさを、子ども達に幅広く触れさせることができる、生きた教材となります。

また、学校・保育関係機関では、それぞれの心身の発育や発達の過程に応じて、適切な指導が必要となります。

授業はもとより、家庭や地域との連携による体験学習などを通して、子どもたちが食の大切さや楽しみを実感することによって、学校で得たことを家庭でも実践することが期待できます。

【学校、保育関係機関での主な推進事項】

- 安全・安心で、魅力ある給食の推進
- 発育・発達の過程に応じた食生活習慣の指導
- 地域の資源を活かした体験学習の推進

(3) 地域

市民一人ひとりが各世代に応じた食育活動を実践する一方、地域の住民や、集落・町内会において、それぞれの土地の風土や文化に根付いた食文化や郷土料理への市民の関心と理解が深まるよう、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

子どもからお年寄りまで、たくさんの方が地域の行事に参加するなどして、世代を超えた交流を深めるとともに、先人の知恵が育んだ郷土料理を食べたり、その歴史を学んだりしながら、活力のある地域社会を創り上げていきましょう。

【地域での主な推進事項】

- 地域の行事を活用した、郷土の食文化の伝承
- コミュニティによる世代交流を通じた食育の促進

(4) 市民一人ひとり

食育は一定期間だけ取り組めばいいというものではなく、生涯を通じて行うことが重要です。また、ライフステージごとに問題や課題が異なり、その解決方法はさまざまです。市民一人ひとりが、自分のライフステージに合った取組みを無理のない範囲で楽しく継続していくことが大切です。

食事の望ましい組み合わせやおおよその量をコマ形のイラストで示した食事バランスガイドを積極的に活用し、栄養バランスのとれた理想的な食生活、さらには心身ともに安定した健康的な生活の実現を目指しましょう。

また、季節ごとの旬の食材を知り、自ら調理して食べることにより、季節を肌で感じ、食べることの楽しさを実感することができます。

無意識に食事をするのではなく、今食べているものは様々な関わりを経て自分の口に入るのだという意識を持ち、その恩恵に感謝する心をもつことも大切です。

【市民一人ひとりでの主な推進事項】

- 食事バランスガイド等を活用した食事で健康を増進
- 旬の食材と食べ方（調理法）の学習
- 食に関する知識の習得
- 「いただきます」のこころづくり

(5) 関係団体・民間企業

私たちの食生活は、食に関わる様々な産業活動によって成り立っています。市民の安全・安心な食生活の確保のためにも、食を担っている各産業が健全な活動をしていくことが求められます。

各関連産業では安全・安心な食の提供はもちろんのこと、生産から流通までの過程が見えるような環境の整備も重要な役割です。消費者にとっては、生産者の顔が見えることが商品への安心感や理解、さらには地産地消の促進へとつながります。

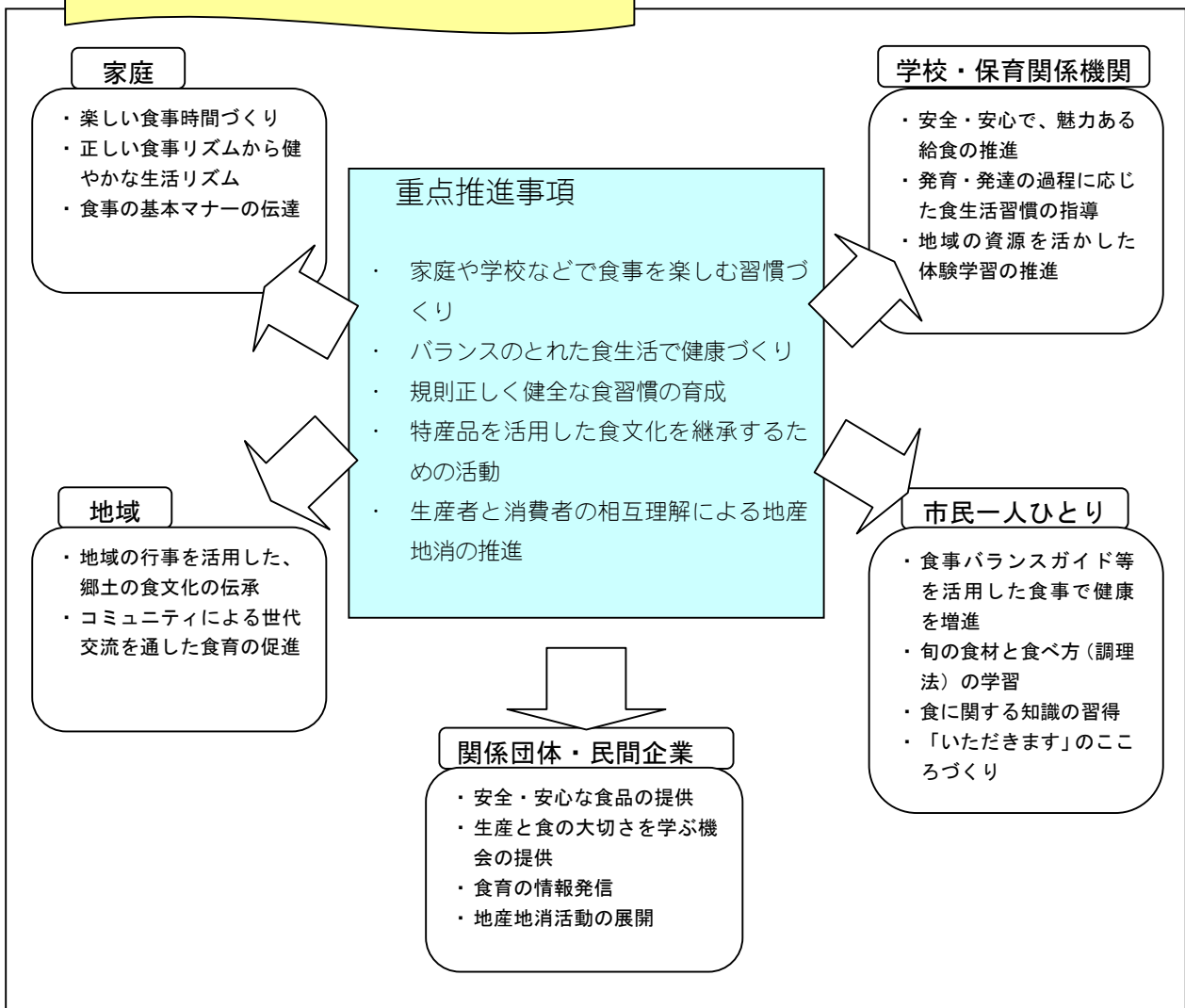
また、環境に配慮した産業の発展を目指し、同時に市民の理解を求めていく必要があります。

多彩な民間の力を持つ地域の団体や企業は、消費者との接点を多く有しています。消費者に対する様々な体験活動、食を学ぶ機会の提供、情報の発信などを積極的に行い、相互理解を深めていきましょう。

【主な推進事項】

- 安全・安心な食品の提供
- 生産と食の大切さを学ぶ機会の提供
- 食育の情報発信
- 地産地消活動の展開

各取組主体ごとの主な推進事項



◆第4章 行動プランによる食育推進

1 「はちのへ食育行動プラン」の作成と取組み

「はちのへ食育行動プラン」では、食育に関わる団体や市民一人ひとりが、積極的な食育活動を実践するための具体的な取組項目や指標を示します。

また、この行動プランに基づき、八戸市食育推進協議会の協力団体等がそれぞれの特性を活かした具体的な活動内容などを作成し、自ら積極的に食育推進へ取組み、市民を巻き込んだ運動を展開していきます。

【はちのへ食育行動プランでの指標】

行動プランの中で、各団体などが食育推進のために実施する活動量や期待値などを指標として設定します。

- 朝食を欠食する市民の割合の減少
- むし歯のない三歳児の割合の増加
- 食に関する体験学習を実施している幼稚園・保育園・小中学校等の割合の増加
- 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
- 内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）を認知している市民の割合の増加
- 肥満者の割合の減少
- 食事のとき、あいさつをしている市民の割合の増加

など

2 取組みの継続による、「食育の基礎」づくり

食育は、息の長い取組みです。計画の基本方針である「健全で安心な食生活の実現による健康増進と豊かな人間性の育成」を達成するためには、行動プランにとらわれた内容を短期間実践するだけではなく、市民一人ひとりが自主的に「食」を意識した毎日の生活を送ることができるようになることが重要です。

そのためにも、各取組主体が随時プランの見直しを図りながら、他の取組主体との連携を深め、食育が市民の生活に根付くための取組みを継続してき、より良い「食育の基礎」の構築に努めるよう推進していきます。

◆第5章 食育推進運動の展開

市では、市民一人ひとりが自らの力で食育を実践していくため、運動方針を共有し、重点期間を設けるなど、食に関わるすべての関係者のもとで協働の食育推進運動の展開を促進していきます。

1 食育推進運動の名称

はちのへ食育推進運動

「は」 早寝早起き朝ごはん

「ち」 地域の食材をたくさん食べよう

「の」 のんびり楽しくみんなで食事

「へ」 ヘルシー料理で健康なからだづくり

「は」 早寝早起き朝ごはん

国民運動としても提唱されている「早寝早起き朝ごはん」を、望ましい基本的生活習慣を身に付けるための第一歩として、対象を子どもから全世代へと拡大して進めていきます。

爽やかな目覚め・体のリズムを整える楽しい朝食などに向けた日々の家庭での取り組みはもちろんのこと、休日の早朝ウォーキングや夏休みの町内でのラジオ体操、地域でのあいさつ運動などを通し、一日のスタートである「朝」に着目した幅広い活動を通して、生活リズムの向上に努めましょう。

「ち」 地域の食材をたくさん食べよう

地産地消の推進は、地域の農林水産業の活性化だけではなく、郷土料理の伝承や消費者と生産者の交流、食への意識向上へのきっかけなど、様々な食育活動を支える重要な運動のひとつです。

地元の多彩な農林水産物に再度目を向け、市民みんなで八戸の味の素晴らしさを確認し、後世へと継承したり、全国へ発信していただくための活動を進めていきます。

「の」 のんびり楽しくみんなで食事

わたしたちが生きていくために必要不可欠な食事は、単に栄養を取り入れるためだけではなく、たくさんの役割を担っています。

食事は、よく噛んで食べることが重要です。よく噛むことで、少量の食事でも適度な満腹感を感じることが出来るため、食べ過ぎを防ぎ、肥満や生活習慣病の防止にもつながります。さらに、より食材の味を感じることができ、効果的な栄養吸収やむし歯の予防、さらには脳の活性化にも有効とされています。

また、家族や友人との、のんびりした楽しい食事時間を確保するよう努めることは、

日々の忙しい生活リズムの見直しにもつながり、心の安定が図られます。

企業や教育活動などとの連携のもと、市民がゆったりした気持ちで毎日を過ごすことが出来るよう、運動を推進していきます。

「へ」ヘルシー料理で健康なからだづくり

わたしたち日本人の体は欧米人とはつくりが異なり、近年の食生活の急激な欧米化に対応しきれず、その結果、生活習慣病の増大を招いていると考えられています。

心身の健康維持のために、まずは自分や家族の食生活についてよく学び、考えましょう。日本型食生活に代表されるヘルシーな料理を取り入れ、肥満や過度の痩身、栄養バランスの乱れなどを解消して、健康なからだづくりを目指していきます。

2 運動の主な内容

(1) 国・県と連動した、推進運動の展開

国民運動としての食育及び青森県の食育県民運動と連動し、各関係団体と協働での推進運動を展開していきます。

(2) 住民同士の連携・協力による食育推進の啓発

地域の住民同士が知恵と力を合わせて連携・協力し、食育活動が横へと広がるよう、関係者に向けた推進運動を啓発していきます。

(3) 「はちのへ食事バランスガイド」の普及

食事バランスガイドを市民に身近に感じてもらい、自分自身や家族の食生活を見直すきっかけとして活用してもらうために、全国版の食事バランスガイドに基づき、八戸の特産物や郷土料理を取り入れた「はちのへ食事バランスガイド」を作成し、普及に努めます。

(4) 食育推進の情報の発信

八戸市食育推進協議会で決定した事項や、関係団体などから得た情報を積極的に市民へ提供し、市民の自らの食育活動の参考となるように努めます。

3 食育の日の設定

(1) 食育月間の設定・・・6月、11月

青森県では、国の食育月間である6月と県産食材が豊富に出回る11月を食育月間として定めており、八戸市も同様に6月と11月を食育月間として定め、国や県と連動した食育活動の推進を図ります。

(2) 食育の日の設定・・・19日

国と青森県では、毎月19日を食育の日として定めており、八戸市も同様に19日を食育の日として定め、市民の食生活への関心を高め、各世代での食育に関する啓発を行います。

参 考 資 料

1	八戸市食育推進協議会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	2 3
2	八戸市食育推進協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	2 4
3	八戸市食育推進協議会協力団体名簿	・ ・ ・ ・ ・	2 5
4	食育基本法	・ ・ ・ ・ ・	2 6

参考資料 1

八戸市食育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食生活の乱れや食を大切にする心の欠如等の問題を改善するとともに、地元産農林水産物や地域の食文化を活用し、健全で安心な食生活の実現による健康増進と豊かな人間性の育成に向けて、市内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、八戸市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が行う食育推進計画の策定及び変更への提言に関すること。
- (2) 食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関すること。
- (3) 食育推進活動等の促進に関すること。
- (4) その他食育の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、市長が委嘱又は任命をした委員20名以内で構成する。

- 2 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。ただし、この要綱の実施後最初に招集すべき協議会又は新たに委嘱又は任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて第3条に定める者以外の者を食育協力者として協議会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、食育主管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から実施する。

参考資料2

八戸市食育推進協議会委員名簿

	分野	氏名	団体名
1	教育	鈴木 恒夫	八戸市連合父母と教師の会 副会長
2	教育	笹垣 昇	八戸市私立幼稚園協会 会長
3	教育	和井田 益郎	八戸市中学校長会
4	教育	北川 睦 (～19.3.31)	八戸市学校給食会 会長
		天内 享二 (19.4.1～)	
5	消費・流通	工藤 博子	八戸友の会 副リーダー
6	消費・流通	北野 祐司	八戸スーパーストア協会
7	生産	関野 稔	八戸鮫浦漁業協同組合 青年漁業士
8	生産	蟹沢 ミヤ	とっておきViC・ウーマンの会
9	保健・医療	平賀 侑子	社団法人八戸市医師会 理事
10	保健・医療	竹中 二美子	八戸市食生活改善推進員協議会 副会長
11	保健・医療	木村 誠子	社団法人青森県栄養士会八戸医師会 副会長
12	福祉	尾崎 義明	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 常務理事
13	福祉	下内 恵美子	八戸市保育連合会 地区幹事
14	学識	桑田 正広	八戸大学人間健康学部 教授
15	学識	岩崎 光宏	山の楽校運営協議会 事務局長
16	情報	吉田 徳寿	株式会社東奥日報社八戸支社 編集委員
17	行政	川崎 守	東北農政局青森農政事務所地域第二課 課長補佐
18	行政	伊東 美知子	三八地域県民局地域健康福祉部健康増進課 課長
19	公募	河野 秀清	公募による選任
20	公募	藤村 幸子	公募による選任

参考資料 3

八戸市食育推進協議会協力団体名簿

	分野	団体名
1	教育	八戸市青少年健全育成「愛の一声」市民会議
2	教育	八戸市連合父母と教師の会
3	教育	八戸市子ども会育成連合会
4	教育	八戸市青少年生活指導協議会連合会
5	教育	八戸市家庭教育推進協議会
6	教育	八戸市小学校長会
7	教育	八戸市中学校長会
8	教育	八戸市私立幼稚園協会
9	教育	八戸市学校保健会
10	教育	八戸市学校歯科医会
11	教育	八戸市学校薬剤師会
12	教育	八戸市学校給食会
13	教育	青森県学校栄養士協議会（八戸地区）
14	消費・流通	八戸友の会
15	生産	八戸広域農業協同組合
16	生産	JA アグリマーケット八菜館友の会
17	生産	グリーンプラザなんごう株式会社
18	生産	ヤッサイなんごう友の会
19	生産	とっておき ViC・ウーマンの会
20	生産	島守田園空間博物館運営協議会
21	生産	田舎の味推進協議会
22	生産	山の楽校運営協議会
23	生産	八戸市中央卸売市場協力会
24	生産	協同組合八食センター
25	生産	八戸水産加工業共同組合連合会
26	生産	八戸漁業指導協会
27	保健・医療	社団法人八戸市医師会
28	保健・医療	社団法人青森県歯科医師会八戸支部会
29	保健・医療	社団法人青森県薬剤師会八戸支部
30	保健・医療	社団法人青森県栄養士会八戸地区会
31	保健・医療	八戸市食生活改善推進員協議会
32	福祉	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
33	福祉	八戸市保育連合会
34	学識	八戸大学
35	情報	株式会社デーリー東北新聞社
36	情報	株式会社東奥日報社八戸支社
37	行政	東北農政局青森農政事務所地域第二課
38	行政	三八地域県民局

参考資料 4

食育基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条―第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条―第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条―第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有す

る。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等そ

の他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中 「

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
-----------	------------

」を

「

食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法

」に改める。

